

加古川市住生活基本計画等策定委員会傍聴要領

令和元年6月13日

都市計画部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市住生活基本計画等策定委員会（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の都度、会場等の都合に応じて定員を設定するものとする。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、住所、氏名を受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり、騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等の撮影又は録音をしないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場するものとする。

(傍聴人への指示)

第8条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、事務局は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の規定に従わないときは、事務局はその者に対して会場からの退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月13日から施行する。